

久喜市 災害廃棄物処理計画 概要版

1. 計画の目的・基本方針

1.1 目的及び位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）に基づき策定するものであり、「久喜市地域防災計画」（平成31年2月）に基づき災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本市における平時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めますが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとします。

1.2 想定する災害及び災害廃棄物の種類

表 1.1 に示すとおり、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月）に基づき、地震としては「埼玉県地域防災計画」（平成26年12月）で想定する地震のうち、発生確率が比較的高い東京湾北部地震及び最も大きな被害が見込まれる関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層地震）を対象とし、風水害としては大規模水害に係る被害として想定している利根川・荒川の洪水氾濫する風水害を対象としています。

また、本計画において対象とする災害廃棄物は表 1.2 のとおりとします。

表 1.1 想定する災害（地震・風水害）の被害等の内容

想定する地震	規模	震度	避難者数（人）			全壊・焼失家屋数（棟）		
			1日後	1週間後	1か月後	全壊	半壊	焼失
関東平野北西縁断層帯地震	M8.1：活断層型	6強～7	2,590	4,200	6,291	537	2,566	63
東京湾北部地震	M7.3：海溝型	5強	48	67	48	6	23	8
想定する風水害	降水量（3日間総雨量）							
利根川氾濫による洪水	八斗島上流域	318mm						
荒川氾濫による洪水	荒川流域	632mm						

表 1.2 災害時に発生する廃棄物

区分	種類	内容
通常のごみ （一般廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ 燃やせないごみ 資源プラスチック類 資源リサイクル 有害ごみ 粗大ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ等 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
災害により発生するごみ （一般廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみ 有害ごみ 粗大ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内で破損した陶磁器等 屋内で破損した家具類、電化製品等
災害により発生するがれき （災害廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 木くず がれき類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 繊維くず 紙くず 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等 倒壊した建築物から発生するがれき 倒壊した家屋に残り、解体時に発生する廃棄物（畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等）

1.3 基本方針

災害時に発生する廃棄物の処理は以下の方針に基づいて行います。

分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の処理においても、「資源」と「ごみ」の分類を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。
ごみ（一般廃棄物）の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物については、久喜宮代衛生組合への搬入を原則とする。 ・被災状況、廃棄物の量等によっては、他自治体の応援、許可業者等民間収集業者の協力により行う。
がれき（災害廃棄物）の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、土木・建築解体業者等の協力を求めて、解体、運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者の協力を求めるとともに、広域災害時に埼玉県が設置する「災害廃棄物処理推進協議会」との調整を図る。 ・がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。 ・災害の規模によっては、がれきの処理に相当の時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ安全な仮置場の事前確保を計画的に進める。 ・解体工事及び災害廃棄物の運搬等は、原則として所有者が行う。
久喜宮代衛生組合との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理、し尿処理にあたっては、衛生組合との連携を密にし、要員、資機材、車両等の確保に努め、迅速な処理を実施する。

1.4 災害廃棄物の処理の流れ

災害廃棄物の処理について、災害予防（被害抑制・軽減）、災害応急対応（初動・応急）、復旧・復興の流れを図 1.1 に示します。

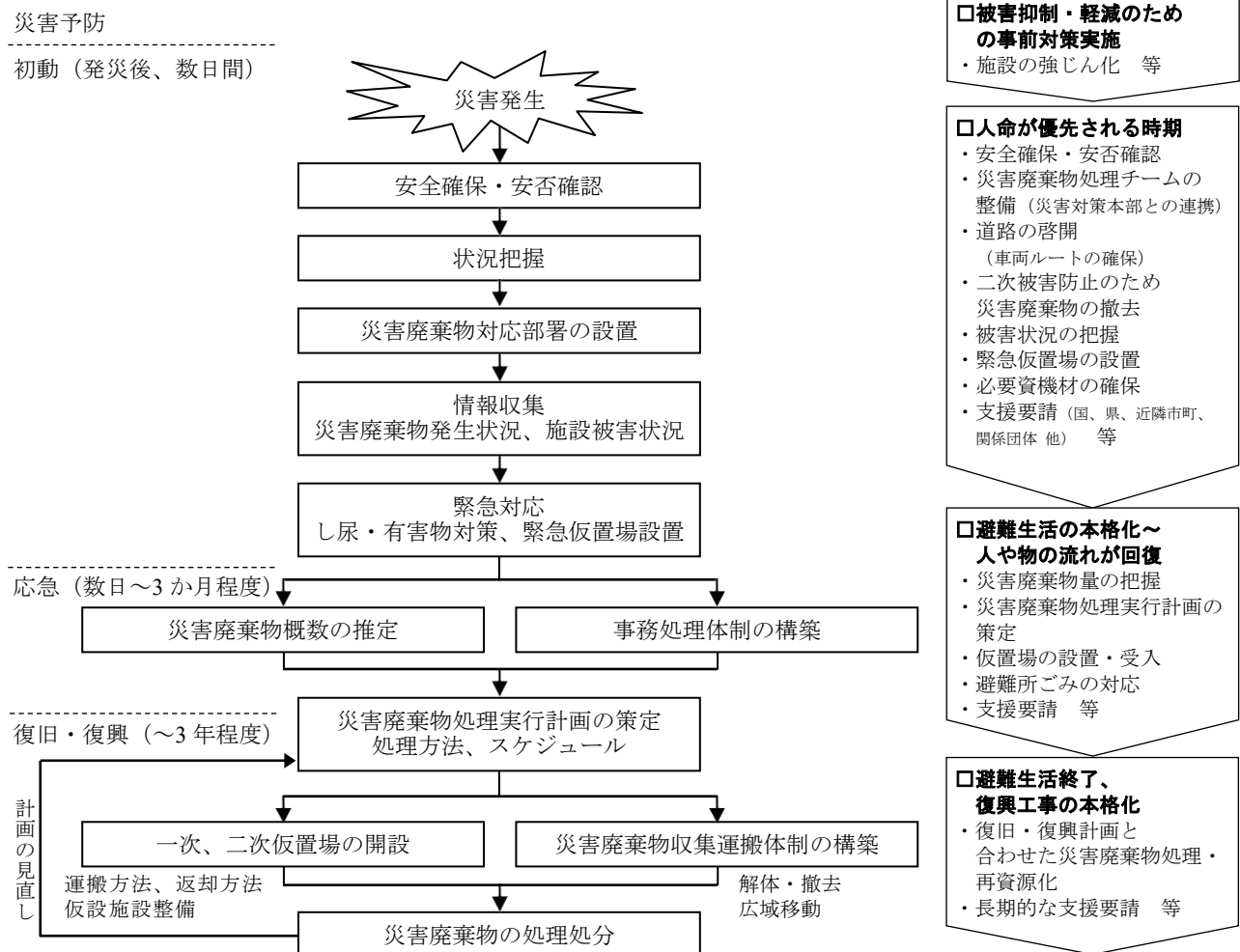


図 1.1 災害廃棄物処理の流れ

2. 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

災害廃棄物処理を担当する組織の構成と情報連絡体制を図 2.1、図 2.2 に示します。

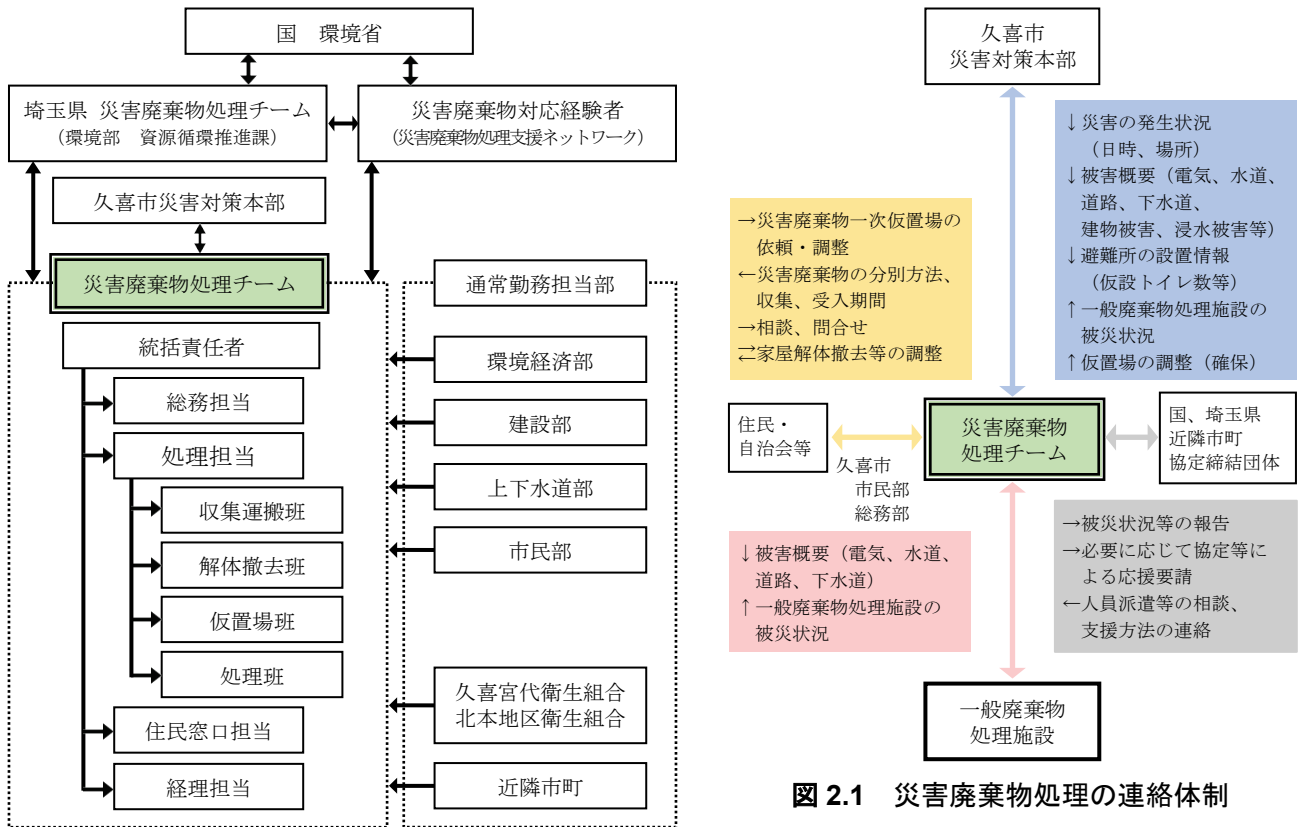


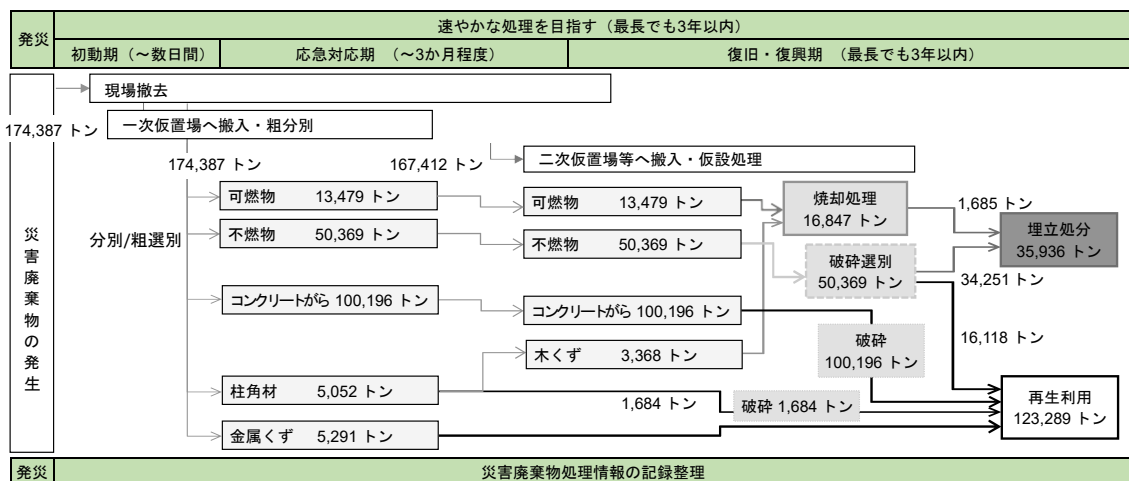
図 2.2 災害廃棄物処理対策組織の構成

3. 災害廃棄物対策

3.1 災害廃棄物の発生量・処理フロー

埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）、地域防災計画（及び埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月））において推計した被害想定等を基に災害廃棄物発生量を想定しましたが、発災時には、被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握して、具体的な実行計画に反映します。

関東平野北西縁断層帯地震を想定した災害廃棄物発生量と処理フローを図 3.1 に示します。



※端数処理のため処理量は一致していない。
 ※焼却処理後の焼却灰等は全量埋立処分することを想定して作成した。

図 3.1 災害廃棄物処理フロー（関東平野北西縁断層帯地震）

3.2 仮置場の設置・環境モニタリング

道路状況や被災状況等を確認し、災害対策本部等と調整のうえ以下に示す仮置場を設置します。また、防災拠点、避難所予定地を踏まえた仮置場候補地を図3.2に示します。

緊急仮置場	・被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とし、被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に緊急的に随時設置し、一次仮置場整備までの数ヶ月間に限定して受入れる。
一次仮置場	・被災住民、本市委託業者及び家屋解体事業者等が災害廃棄物を搬入し、前処理（粗選別等）を行い二次仮置場へ積み替える中継拠点としての機能を持つ。
二次仮置場	・主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別、焼却等）するとともに、再資源化された資源物を保管する機能を持つ。

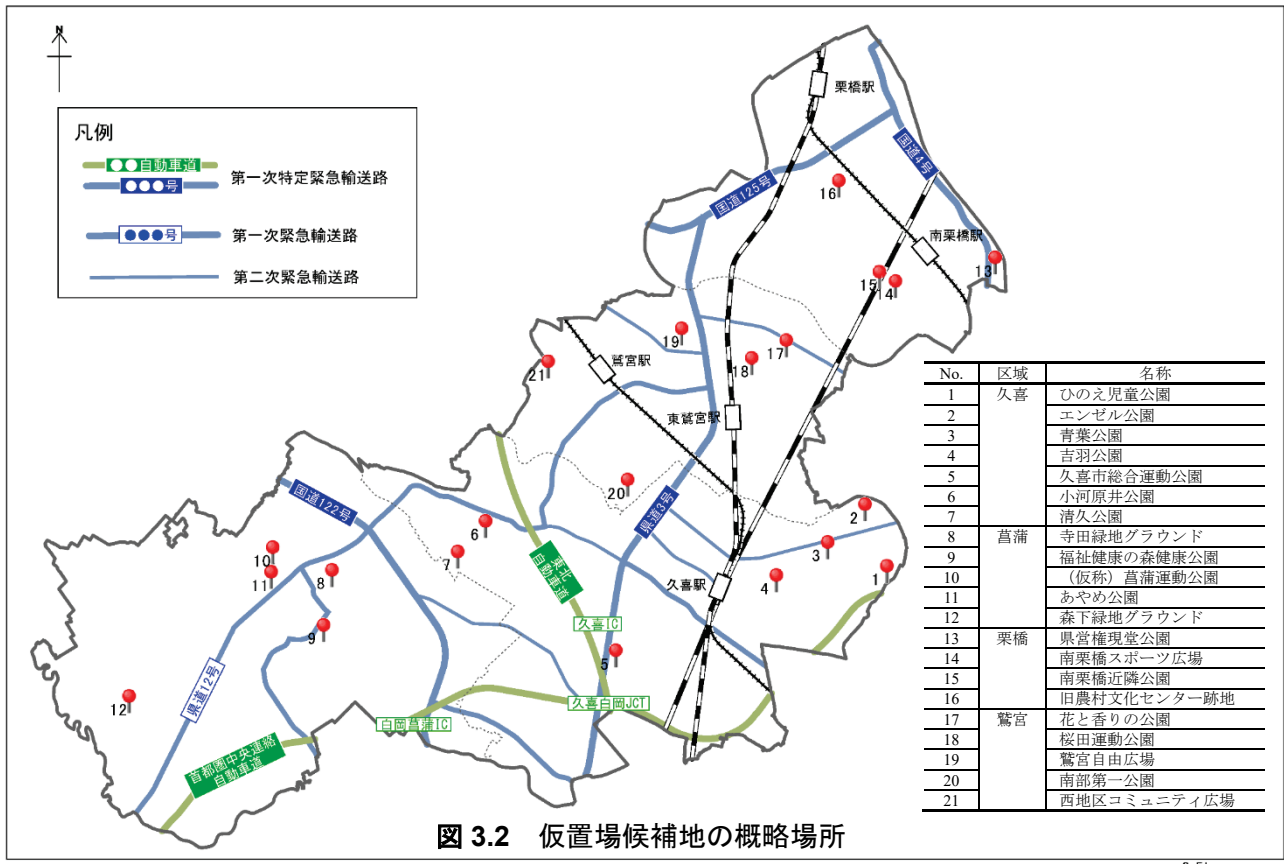


図 3.2 仮置場候補地の概略場所

なお、仮置場周辺の住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的として、環境モニタリングを実施するとともに、火災防止対策の観点から警備員、消火設備を配備することとします。

3.3 避難所ごみ、思い出の品、仮設トイレ・し尿処理

避難所ごみは、平時における指定のごみ分別区分に従い分別を行ったうえで、避難所に設置するごみ置き場・集積場所から収集を行います。なお、ごみ集積所は、居住スペースや調理場所等、衛生に注意を払わなければならないところからある程度離れ、かつ収集車が回収しやすい場所に設置します。

位牌、アルバム等の個人にとって価値のあると認められるものについては、可能な限り分別及び洗浄を実施し、市で台帳を作成したうえで保管し、持ち主に返却できるよう広報を行います。

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、合わせて計画的な収集体制を整備します。